

地すべり対策事業（継続）

【6,350(5,981)百万円】

対策のポイント

地すべり防止区域内において地すべりを防止し、農用地・農業用施設並びに周辺農家や公共施設等の被害を減らし、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現に貢献します。

（地すべり防止区域）

農用地・農業用施設に係る地すべりが発生又は発生するおそれが高い地域として、地すべり等防止法に基づき指定される地すべり防止区域は、平成18年度末時点で1,929箇所、約11万haが指定されています。

政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について防災・減災対策を実施

< 内容 >

1. 防止工事

地すべり活動を防止又はその原因を除去するための工事で、主に地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工などの工事を行います。

2. 関連工事

地すべり活動を間接的に防止することを主目的とした、かんがい排水施設又はため池の整備、農道、区画整理、暗渠排水などの工事を行います。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

2. 補助率 農林水産省：50%、北海道：50%、離島：50%、沖縄：60% 等

3. 事業実施期間 昭和28年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03-3502-6430（直））]